

(別紙)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号）の施行期日を平成二十年十二月一日とすること。

政令第 号

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年十二月一日とする。

理由

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年六月十八日法律第七十七号）（抄）

附 則

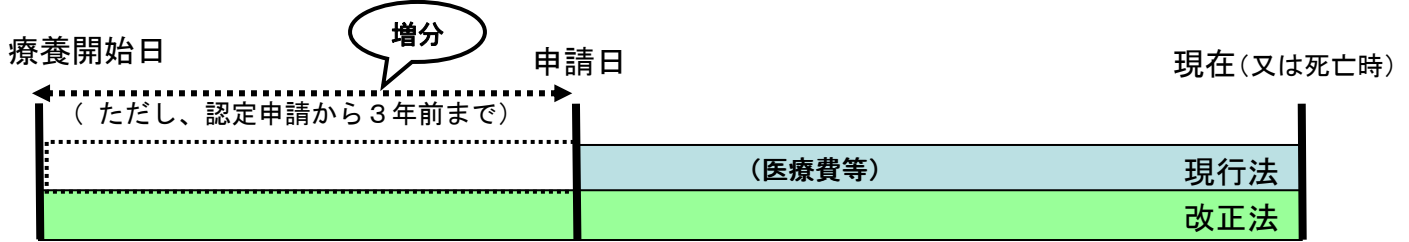
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

《改正法》医療費等の支給対象期間を拡大し、「申請日から」を「療養を開始した日から」とする。

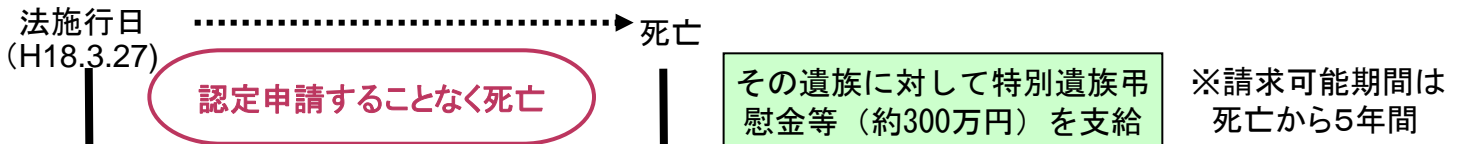


※医療費等が特別遺族弔慰金等(約300万円)に満たない場合は差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

《改正法》施行日以後において認定申請することなく死亡した者の遺族に対しても救済できるよう措置する。

【現行法】救済なし ⇨ 【改正法】特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給



※死亡後、解剖等により石綿による疾患と判明した場合などが想定される。

3. 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

「平成21年3月27日(施行日から3年)」 → 「平成24年3月27日(施行日から6年)」まで延長

3年延長

4. 特別遺族給付金の支給対象の拡大

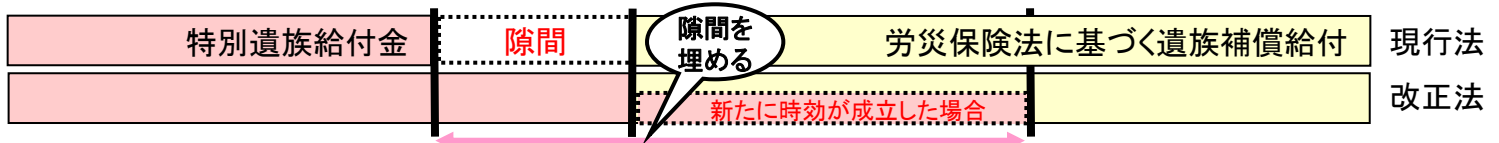
《改正法》支給対象の範囲を拡大する措置を講ずる。

労働者の死亡時期による改正法のカバー範囲

(H13.3.26)

(H15.9)

(H18.3.26)



※法施行後5年までに労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者(H18.3.26までに死亡した者の遺族)も救済対象とする(新たな「隙間」対策)。

5. その他

○事業所の調査等

《改正法》国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表等の徹底を図る。

○施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(平成20年12月1日)から施行